消費者市民社会の実現をめざして



埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 伊藤 恭一

会員生協の皆様、議会、行政、友誼団体の皆様、埼玉県民の皆様、日頃のご協力・ご 指導へのお礼とともに、新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、夏の記録的な猛暑の影響で、埼玉県産ブランド米「彩のかがやき」が高温障害により、収穫量が減少し、規格外が多数発生しました。生協では、地域購買生協・大学生協・医療生協での事業等による支援とともに、組合員による県内米生産者を支援する「応援メッセージ」にも取り組みました。

厳しい経済環境の変化は、正規社員の非正規化と派遣切りの進行などにより不安定雇用が増大し、大学生の就職率も以前の「就職氷河期」と呼ばれた時期をも下回ると言われています。私たち消費者のくらしは、平成22年度埼玉県世論調査において約5割の方が「苦しくなった」と答え、消費減退の中、生協の経営にも影響を与えています。

国においては、昨年3月「消費者基本計画」を策定し、「消費者取引の適正化」「食の安全・安心の確保」「「消費者教育の推進」など今後5年間に講ずべき171項目の具体的施策を決定しました。消費者にとってもっとも身近な相談窓口は、市町村の消費者行政になります。市町村消費生活担当の専任職員の増員や専門性の発揮、消費者団体の育成、独自予算の増額など総合的な地方消費者行政の体制強化にむけて、県内団体と協力して取り組みをすすめていきます。

適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会は、昨年の5月、関東以東で初めて団体訴訟制度に基づく差止請求訴訟を提起し、7月には「埼玉消費者被害をなくす会」の主張が全面的に認められ着物レンタルの不当なキャンセル条項の使用が差止められました。。悪質・巧妙になっている消費者被害を少しでも食い止める為に活動をすすめていきます。そして、消費者の利益と権利が守られ、公正で健全な消費社会をめざしていきます。

食の安全・安心の取り組みでは、原材料産地偽装など食品偽装が後を絶ちません。企業責任(法令遵守)はもとより、行政による法律の整備や食品の監視・指導体制の社会的システム強化が重要です。私たちは、引き続き、食の安全県民会議をはじめとした各種会議への参加により行政への政策提言などを県内消費者団体とともにすすめていきます。

引き続き、食の安全とくらしの安全のために、パートナーシップとネットワークを活動の理念とし、県内消費者団体や会員生協とともに、消費者の願いの実現のために力を尽くしたいと考えています。

皆様の今後のご健勝とご活躍を祈念し、併せて、私どもへの引き続きのご指導・ご援助をお願いします。